

諮問庁：北九州市病院局長

諮問日：平成27年11月27日（諮問第57号）

答申日：平成29年3月17日（答申第57号）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙2の（1）及び（2）の表の「対象文書」欄に掲げる各文書（以下、併せて「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙3及び別紙4の各文書の表の「不開示が妥当な部分」欄に掲げる部分を除き、開示することが妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

平成27年条例第49号及び第50号による改正前の北九州市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第16条1項の規定に基づく本件対象保有個人情報の開示請求に対し、平成27年8月4日付け北九病〇〇第78号及び平成27年8月4日付け北九病〇〇第85号により北九州市病院局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立ての理由は、概ね、以下述べるとおりである。

なお、異議申立人の保有個人情報開示請求の内容は別紙1記載のとおりであり、請求内容ごとに①から⑥までの番号を振っている。別紙1の①から⑥までに対応するものが、別紙2の（1）及び（2）の表の「請求内容」欄の①から⑥までとなり、請求内容ごとに「対象文書」、「処分内容」及び「不開示理由」を記載している。

また、以下においては、別紙1の①から⑥までの請求については、それぞれ、順に「本件請求①」から「本件請求⑥」までと表記する。

（2）本件対象保有個人情報の一部を開示しない理由について、本件請求②及び本件請求④に係る本件文書を不開示とした理由として、条例第18条7号を挙げているが、これにはあたらない。なぜならば、あくまで患者が自由に接近して知る権利のある個人情報だからである。

本件請求③に係るものは、作成も取得もしていないとしているが事実と異なる。2011年4月以降、市立〇〇事務局長と異議申立人との電話の内容及び、その後の市立〇〇と異議申立人とその家族との話し合いの中で、主治医本人か

ら聞き取りをした事実とその内容の説明が少しあったからである。仮に取得はしているが作成はしていないのであれば、直ちに作成し、聞き取りをした内容のすべてを開示すべきである。

本件請求⑥に係る本件文書は廃棄したとしているが、医療事故における誠実対応義務を怠っている。現に医療事故が発生し、患者側との交渉が始まった場合は、異議申立人との交渉が終了するまで大切に保管すべきものであり、廃棄するなど到底考えられない。

患者やその家族が医療事故の事実経過を検証し、公正な情報を得る手段が担保されなければならない。患者が自らの身体状況等を正確に把握できるよう、患者に関するあらゆる情報を提供すること自体が医療行為であるとともに、病院の義務である。

また、処分庁は、異議申立人との協議録や診療記録は全て開示しており、説明責任は果しているものと考えている旨の主張を行っているが、例えば診療記録については、異議申立人の訴え等と主治医との診療記録への記載内容に相違があり、また異議申立人と処分庁との交渉記録についても事実と相違する箇所があるし、大事な内容の欠落もある。したがって、全て開示しているとは言っても、到底誠実に説明責任を果しているとは言えない。

以上のとおり、本件各処分は違法不当なものであるから、異議申立人に係る処分を取り消し、異議申立人の請求どおり、異議申立人に関する保有個人情報はずべて開示する、との決定を求める。

第3 処分庁の説明の要旨

1 原処分の内容

原処分は、異議申立人の平成27年7月7日付け保有個人情報開示請求及び平成27年7月21日付け保有個人情報開示請求に対するものである。

本件請求①については、対象文書を、「患者からの苦情報告」、「尿漏れ事案」及び「〇〇氏案件メモ」と特定のうえ、全て開示した。

本件請求②については、対象文書を、『「尿漏れ事案検討会」に関する記録』と特定のうえ、条例第18条7号該当性を理由として全て不開示とした。

本件請求③については、対象文書を作成も取得もしておらず、保有していないとして不開示とした。

本件請求④については、対象文書を、『「医師賠償責任保険 事故・紛争通知書の提出について」』と特定のうえ、条例第18条7号該当性を理由として全て不開示とした。

本件請求⑤については、対象文書を「〇〇氏案件メモ」と特定のうえ、全て開示した。

本件請求⑥については、対象文書を、「インシデント・アクシデント報告書」と特定したが、保存期間経過により廃棄したため、保有していないとして不開示とした。

2 原処分の理由説明

(1) 本件請求②について

本件請求②に係る対象文書は、「尿漏れ事案検討会」（以下「事案検討会」という。）に関する記録である。

事案検討会は、異議申立人の手術後に発生した事象（以下「本件発生事象」という。）について個別に検討するために開催されたもので、平成23年4月から平成23年7月までの間に7回開催しており、開催毎に参加者が選任されている。

参加者は、医療安全担当医師・看護師、主治医、主治医の上司、弁護士及び事務局職員等で、検討内容は、事実確認、患者の主張、過失、損害及び今後の方針等である。

また、本件発生事象については、現在、異議申立人との交渉の途中であり、事案検討会に関する記録を開示することにより、交渉の当事者としての過失の有無や今後の方針等に関する弁護士との協議内容等を異議申立人に対して事前に知らせることとなり、異議申立人との交渉において交渉の当事者としての地位を不当に害する恐れがある。

したがって、条例第18条第7号イに該当する。なお、事案検討会に関する記録が開示されなくても、異議申立人との協議記録や、異議申立人に関する診療記録は全て開示しているため、病院としての説明責任は果せるものと考えている。

(2) 本件請求③について

本件請求③に係る対象文書については、作成も取得もしておらず、保有していない。

(3) 本件請求④について

本件請求④に係る対象文書は、「医師賠償責任保険 事故・紛争通知書の提出について」の決裁文書である。

この文書は、本件発生事象に関して病院局へ報告するとともに、病院局での決裁後に損害保険会社へ送付するものである。

また、本件発生事象については、現在、異議申立人との交渉の途中であり、医師賠償責任保険に関する記録を開示することにより、本件に関する見解等を異議申立人に対して事前に知らせることとなり、異議申立人との交渉において交渉の当事者としての地位を不当に害する恐れがある。

したがって、条例第18条7号イに該当する。なお、仮に医師賠償責任保険に関する記録が開示されなくても、異議申立人との協議記録や、異議申立人に関する診療記録は全て開示しているため、病院としての説明責任は果せるものと考えている。

(4) 本件請求⑥について

本件請求⑥に係る対象文書は、インシデント・アクシデント報告書である。この報告書は、誤った医療行為を事前又は事後に発見した場合や医療の全過程において発生した有害事象について、関係した職員が上席の者に報告するためのものである。また、提出された報告書は、部会等で分析・検討することで医療事故の防止につなげることを目的としており、個別の患者に関する記録を保管するという趣旨ではなく、報告書の保管期間を部会等へ報告するまでとしている。

したがって、本件請求⑥に係る文書は廃棄したため、保有していない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-------------------------------------|
| ①平成27年11月27日 | 諮問 |
| ②同年12月28日 | 処分庁から理由説明書を收受 |
| ③平成28年1月25日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④同年2月19日 | 審議 |
| ⑤同年3月18日 | 審議 |
| ⑥同年4月19日 | 処分庁から意見聴取 |
| ⑦同年4月27日 | 処分庁に対して条例第51条4項の規定に基づき
書面の提出を求めた |
| ⑧同年5月9日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ⑨同年5月12日 | 審議 |
| ⑩同年6月16日 | 処分庁から主張書面を收受 |
| ⑪同年6月21日 | 審議 |
| ⑫同年8月4日 | 審議 |
| ⑬同年10月25日 | 審議 |
| ⑭同年11月29日 | 審議 |
| ⑮同年12月1日 | 処分庁に対して条例第51条4項の規定に基づき
書面の提出を求めた |
| ⑯平成29年1月24日 | 処分庁から主張書面を收受 |
| ⑰同年1月24日 | 審議 |
| ⑱同年2月13日 | 審議 |

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、別紙 1 に記載された請求に係る保有個人情報である。処分庁は、本件対象保有個人情報が記載された文書を別紙 2 の (1) 及び (2) の表の「対象文書」欄に記載されたものと特定のうえ、別紙 2 の (1) 及び (2) の表の「処分内容」欄に記載のとおり原処分を行った。これに対し、異議申立人は、原処分を取り消し、不開示とした部分の開示を求めている。

処分庁は、原処分を妥当としていることから、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件請求②について

(1) 本件請求②に係る文書の内容について

本件請求②に係る文書は、事案検討会の議事録（以下「検討会議事録」という。）である。この検討会は、別紙 3 に記載のとおり 7 回開催されており、検討会議事録に記載されている情報をその内容に従って分類すると概ね次のとおりとなる。

ア 決裁欄

検討会議事録を病院局内部で回覧するためのもので、当該文書の回覧日、回覧する者の役職名及び回覧者の印影が押されており、平成 23 年 4 月 12 日、同年同月 22 日、同年 5 月 16 日及び同年同月 20 日の検討会議事録に記載がある。

イ 表題

7 回全ての議事録において、同一の表題が記載されている。

ウ 開催日時

7 回全ての議事録において、事案検討会を開催した日付及び時間が記載されている。

エ 開催場所

7 回全ての議事録において、事案検討会を開催した場所が記載されている。

オ 出席者が特定されることになる情報

7 回全ての議事録において、事案検討会への出席者が特定されることになる情報（氏、肩書、所属名など）が記載されている。

カ 事案検討会における検討内容

7 回全ての議事録において、事案検討会において検討された内容が要約されて記載されている。

記載方法は、検討した項目を「3. 患者の主張について」というように概括的に記載のうえ、項目名が記載された下部に具体的な検討内容を記載している。

(2) 不開示情報該当性について

ア 検討会議事録について不開示が妥当としたものは、別紙3の「不開示が妥当な部分」欄に記載したものであり、「事案検討会における検討内容」を具体的に記載した部分及び「出席者が特定されることになる情報」となる。

不開示を妥当とした理由は以下のとおりである。

イ 事案検討会は、本件発生事象について、出席者間で事実確認、患者の主張、過失、損害及び今後の方針等について検討するため開催されたものと認めることができる。

事案検討会における検討の結果、北九州市病院局は、本件発生事象について、市立〇〇側に過失があることを認め、異議申立人に対し、謝罪のうえ補償する旨の意思表示を行ったとのことである。

また、本件発生事象に関する異議申立人からの個人情報開示請求についても、診療録、処置録、医師指示票・医師指示簿、医師引継書及び交渉録などについては全てを開示したとのことである。

ウ 検討会議事録のうち、事案検討会における検討内容が具体的に記載された部分は、本件発生事象における市立〇〇側の過失の有無を判断するにあたって、診療録などを基に、手術の内容及びその後の経過などについて、想定しうる様々な状況、また可能性などについて、医学的見地及び法律の見地から検討を重ねてきたものや、検討会を開催した時点における意思形成過程の未確定の情報などが記載されていると認めることができる。こうした様々な検討を経て、北九州市病院局として、本件発生事象に関して過失を認め、今後、異議申立人と示談交渉を進めていくとの結論を導き出したものであり、上記イで述べたような事情をも考慮すれば、これらの情報の全てについて、なお開示を求めることは、異議申立人との今後の交渉における北九州市病院局の交渉の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認めることができる。

よって、事案検討会における検討内容の具体的な記載は条例第18条7号イに該当し、不開示が妥当であると判断した。ただし、どのような検討を行ったかといった項目名は、これを開示したからといって、必ずしも、北九州市病院局の交渉の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認めることはできないことから開示が妥当であると判断した。しかしながら、平成23年5月16日に開催した検討会議事録の「5」の数字が打たれている項目名については、項目名のみを開示した場合でも、なお上記「おそれ」が

生じることを否定することができず、条例第18条7号イに該当し、不開示が妥当であると判断した。

エ 事案検討会への出席者は、本件発生事象の関係者のみならず、北九州市立病院における治療行為に起因する紛争事案などにおいて、その過失の有無などを検討するための会議に、ほぼ毎回出席する者などが含まれているものと認められる。

事案検討会への出席者を明らかにすると、北九州市病院局として意思決定した結論について、特定の個人が説明を求められるおそれや、また今後、同種の紛争事案の検討会に出席することになる者が概ね特定されるなどして、その者に外部からの圧力や干渉等の影響が及ぶおそれを否定することは出来ず、条例第18条7号に該当し、不開示とすることが妥当であると判断した。

3 本件請求③について

(1) 処分庁は、本件請求③に係る対象文書については、作成も取得もしていないため、保有していないとして不開示とする処分を行った。

処分庁の説明によると、平成23年3月頃、異議申立人から市立〇〇事務局に本件発生事象に関する申し立てがあったことから、改めて主治医2名から、手術の内容、術後の経過及び患者への説明などの聞き取りを行ったが、その内容に関するメモなどは作成していないとのことである。

ところで、処分庁は、本件発生事象に関連する診療録、処置録、医師指示票・医師指示簿、医師引継書及び交渉録などについては前述したとおり全てを開示しており、その上で、過失を認め、異議申立人に謝罪を行い、示談交渉を進める意向を示していることからすれば、本件請求③に係る文書について、作成も取得もしていないとする処分庁の主張に不自然、不合理な点を認めることは出来ないし、他に、本件請求③に係る文書が存在することをうかがわせるような特段の事情も存在しない。

よって、本件請求③について、作成も取得もしていないため、保有しておらず、不開示とした原処分は妥当であると判断した。

4 本件請求④について

(1) 情報の内容について

「医師賠償責任保険 事故・紛争通知書の提出について」の決裁文書において、不開示が妥当としたものは別紙4の「不開示が妥当な部分」欄に記載のとおりである。

この決裁文書は、その内容によって、概ね4つに分類することができ、別紙4の表において整理番号1から4までの番号を付し、整理番号ごとに「表題」、「通数」及び「不開示が妥当な部分」を記載した。

以下、この整理番号ごとに不開示情報該当性を検討する。

(2) 整理番号1について

整理番号1は、市立〇〇が起案した「医師賠償責任保険 事故・紛争通知書の提出について」と題する決裁文（稟議書）であり、記載されているものは、稟議書の回付対象となる北九州市病院局職員の役職及び回付を経た者の印影、表題並びに稟議の理由などであり、これらの情報を開示したとしても、条例第18条7号に規定する「おそれ」が生じることを認めることは出来ず、開示することが妥当であると判断した。

(3) 整理番号2について

整理番号2は、「〇〇における医事紛争（概要）」と題する文書であり、処分庁の説明によると、この文書に記載しているものは、診療録にも記載があるとのことであり、前述したとおり、診療録については全て開示しており、開示することが妥当であると判断した。

(4) 整理番号3について

整理番号3は、「医師賠償責任保険 事故・紛争 通知書」（以下「通知書」という。）と題する文書であり、損害保険会社に提出する通知書となり、既定の様式を使用し、「1」から「4」までの頁数が打たれている。

処分庁は、通知書を不開示とした理由について、これを開示することにより、本件発生事象に関する見解等を異議申立人に対して事前に知らせることになり、異議申立人との交渉において、交渉当事者としての地位を不当に害する恐れがある旨主張する。

当審査会において、この通知書を見分した結果、前記2「本件請求②について」（2）ウにおいて述べた検討会議事録における検討内容が具体的に記載された部分と同種の情報が数多く記載されていることが認められた。これらの情報は、不開示とすることが妥当なことは前述したとおりである。しかしながら、通知書には、診療録の記載を転記したと推認できる部分もあり、これらについては、原則として開示を求めることとし、処分庁に診療録から転記した部分の説明を求めた。

その結果、整理番号3の「不開示が妥当な部分」欄の①及び③から⑧までに記載したものは、これを開示すると、北九州市病院局の交渉当事者としての地位を不当に害する「おそれ」が生じることを否定することが出来ず、条例第18条7号イに該当し、不開示とすることが妥当であると判断した。また、整理番号3の「不開示が妥当な部分」欄の②に記載したものは、事故に関与した医療従事者の条例第18条2号に規定する第三者情報と認められ、不開示とすることが妥当であると判断した。

不開示が妥当としたもの以外の記載については、診療録から転記したものや、開示したからといって上記「おそれ」が生じることを認めることができないものであり、開示が妥当であると判断した。

(5) 整理番号4について

整理番号4は、整理番号3の通知書に添付された「臨床経過書」と題する文書である。

処分庁の説明によると、この文書は、診療録の記載から転記したものとのことであり、診療録については全て開示しており、開示することが妥当であると判断した。

4 本件請求⑥について

処分庁は、本件請求⑥に係る対象文書を「インシデント・アクシデント報告書」と特定したが、保存期間経過により廃棄したとして不開示とする処分を行った。

処分庁の説明によると、「インシデント・アクシデント報告書」は、診療録などの文書とは異なり、個別の患者に関する記録を保管するといった趣旨から作成するものではなく、誤った医療行為を事前又は事後に発見した場合や医療の全過程において発生した有害事象について、関係した職員が上席の者に報告することにより、これを部会等における検討材料とし、医療事故の防止につなげることを作成目的としているとのことである。それゆえ、報告書の保管期間は部会等へ報告するまでとしているとのことである。

こうした作成目的や本件発生事象に関連する診療録、処置録、医師指示票・医師指示簿、医師引継書及び交渉録などの全てを異議申立人に開示していることなどからすれば、「インシデント・アクシデント報告書」を保管期間経過によって廃棄したとする処分庁の主張に不自然、不合理な点を認めることは出来ないし、他に、本件請求⑥に係る文書が存在することをうかがわせるような特段の事情も存在しない。

よって、本件請求⑥について、廃棄したため保有しておらず、不開示とした原処分は妥当であると判断した。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき一部開示とした原処分について、前記第1記載のとおり判断した。

北九州市個人情報保護審査会

会 長	櫻 井 弘 晃
委 員	時 枝 和 正
委 員	重 永 酉 子
委 員	日 高 京 子
委 員	松 木 摩耶子

別紙 1 (略)

別紙 2 (略)

別紙 3 (略)

別紙 4 (略)